



農作物共済 (水稻共済)

近年、地震や台風、集中豪雨など想定を超える大きな自然災害が全国各地で頻発しています。また、異常気象等の原因により今まで少なかった病虫害等の被害も、現在は数多く報告されています。こうした様々な災害に対する備えとして、農作物共済(水稻共済)への加入をお願いしています。

令和3年産をもって、多くの方にご加入いただいていた一筆方式が廃止となったため、それに代わる引受方式への移行をご検討いただきたく、ご案内させていただきます。

令和4年産からの特徴としては、全相殺方式の加入について、これまでの施設計量結果及び青色申告関係書類をもとにした加入に加え、白色申告関係書類により適正な収穫量が把握できる方なら、どなたでも加入ができるようになります。農家ごとの過去の収穫量をもとに基準収穫量を設定し、最高9割まで補償することができるのでおすすめです。

加入は

水稻(飼料用専用品種を含む)を10a以上耕作されている農家が対象となります。

対象になる災害は

すべての気象災害・病虫害・鳥獣害・火災による災害です。但し、肥培管理不良による減収は損害の対象から除外となります(分割評価)。また、薬害などの人為的な減収も支払いの対象となりません。

責任期間(補償期間)は

本田移植期(直播の場合は発芽期)から収穫するまでです。

収穫とは、収穫の適期に刈り取り、耕地から搬出することです。耕地での稲架(はさ)掛けによる通常の乾燥期間は責任期間(補償期間)となります。

引受方式の種類は

引 受 方 式	共 済 金 の 計 算 基 礎	引 受 要 件
(ぜんそうさいほうしき) 全相殺方式	農家ごとの出荷量 (5力年中中庸3力年の平均と当年産との差) または (最近3力年の平均と当年産との差)	① 乾燥調製施設による計量結果の証明 ② 青色申告書類に記載の収穫量等 ③ 白色申告書類に記載の収穫量等 ※ ①～③のいずれかで、適正な収穫量が把握できる方
(はんそうさいほうしき) 半相殺方式	農家ごとの耕作面積の減収量	な し
地域インデックス方式	市町村ごとの統計単収 (5力年中中庸3力年の平均と当年産との差)	

全相殺方式

ポイント

加入者ご自身の収穫実績により、補償額が決まる方式です。

農家ごとの過去の実績(5カ年中中庸3カ年または最近3カ年の平均)をもとに、基準収穫量の**最高9割**を補償できます。➡ 1割を超える減収から支払い対象になります。

基準収穫量は、**JA等の乾燥調製施設で証明される計量結果、青色申告書類、白色申告書類のいずれか**に記載された収穫量から算出されます。

※ 最高位を選択した場合、半相殺方式よりも高い補償が受けられます。

一筆方式(廃)	全相殺方式	半相殺方式
7割補償	➡ 9割補償 ←	8割補償
6割補償	8割補償	7割補償
5割補償	7割補償	6割補償

加入申込をする時に
いずれか選択できます。

引受の
計算(例)

引 受 面 積	100a(10a×10筆)
基 準 単 収	500kg(過去5カ年中中庸3カ年の平均)
補 償 割 合	9 割 選 択
1kg当たり共済金額	202円(第一位) ※昨年実績
共 済 掛 金 率	0.694%(標準) ※昨年実績、半損特約を付帯

基準収穫量	500kg×10筆=5,000kg
引 受 収 量	5,000kg×90%=4,500kg
補 償 額	4,500kg×202円=909,000円
共 済 掛 金	909,000円×0.694%=6,308円
農家負担掛金	6,308円-(6,308円×50%)=3,154円

計量結果、青色申告、白色申告の
いずれかの収穫量を選択しても
計算方法は同じです。

- ※ 共済掛金の2分の1を国が負担しています。
- ※ この他、10a当たり150円の事務費賦課金をいただいています。
- ※ 共済掛金率は、被害率・補償割合により異なります。

損害評価の
計算(例)

農家ごとに乾燥調製施設または青色申告及び白色申告から把握出来る収穫量が、基準収穫量の9割(8割・7割)を下回った場合に共済金をお支払いします。

① 現地調査をする耕地の選び方

すべての被害耕地と右の表によって抽出した無被害耕地の一部について、共済事故が発生しているか、肥培管理等は適正に行われているかを現地で確認します。

被害耕地数	無被害の調査耕地数
1~3	被害耕地数と同じ
4~9	3
10~12	4
13~15	5
16~18	6
⋮	



② 支払共済金の計算 (現地調査の結果として分割対象とならない場合)

当年産収穫量(実績)	4,000kg
基準 収 穫 量	5,000kg
共 済 減 収 量	5,000kg×90%(9割補償の場合) - 4,000kg = 500kg
支 払 共 済 金	500kg×202円 = 101,000円

【損害評価の手順】一筆方式との比較

	全 相 殺 方 式	一 筆 方 式 (廃)
被害の申告	損害評価野帳の提出	
調査の時期	収 穫 期	
調査をする耕地	被害耕地と 無被害耕地 ※被害耕地数で抽出	被害耕地のすべて
損害評価の方法	目視のみ 共済事故が発生しているか	目視で合議 ➡ 悉皆単収を求める
	肥培管理等が適正に行われているか ➡	分割割合をかける対象とするか
損害査定 (何で減収量を 求めるか)	農家ごとの収穫量 ● 乾燥調製施設による施設計量結果 または ● 青色申告または白色申告書類に 記載の収穫量	被害耕地ごとに悉皆調査及び実測調査 を行い、修正量を加味した収穫量
共 済 金 の 支 払 時 期	施設計量結果を利用した場合 ● 12月 施設計量結果の証明後 税申告書類を利用した場合 ● 翌年4月 税申告の終了後	12月

半相殺方式

ポイント

耕地ごとに定められた基準収量により、補償額が決まる方式です。

耕地ごとの基準収量は収量等級に基づいて算出され、農家の基準収量の**最高8割**を補償できます。

➡ 2割を超える減収から支払対象となります。

※ 最高位を選択した場合、一筆方式よりも高い補償が受けられます。

一筆方式(廃)	半相殺方式
7割補償	8割補償
6割補償	7割補償
5割補償	6割補償

引受の計算(例)

引 受 面 積 100a (10a×10筆)
 耕地ごとの基準収量 500kg
 補 償 割 合 8 割 選択
 1kg当たり共済金額 202円(第一位) ※昨年実績
 共 済 掛 金 率 0.366%(標準) ※昨年実績、半損特約を付帯

耕地ごとの引受収量 $500\text{kg} \times 80\% = 400\text{kg}$
 引 受 収 量 $400\text{kg} \times 10\text{筆} = 4,000\text{kg}$
 補 償 額 $4,000\text{kg} \times 202\text{円} = 808,000\text{円}$
 共 済 掛 金 $808,000\text{円} \times 0.366\% = 2,957\text{円}$
 農 家 負 担 掛 金 $2,957\text{円} - (2,957\text{円} \times 50\%) = 1,479\text{円}$

※ 共済掛金の2分の1を国が負担しています。

※ この他、10a当たり150円の事務費賦課金をいただいています。

※ 共済掛金率は、被害率・補償割合により異なります。

損害評価の計算(例)

農家ごとに被害耕地を調査し、把握した収量量が、基準収量の8割(7割・6割)を下回った場合に共済金をお支払いします。

被害耕地数	悉皆調査をする耕地数
1～3	被害耕地数と同じ
4～9	3
10～12	4
13～15	5
16～18	6
⋮	

① 悉皆調査をする耕地の選び方

右の表に基づき、被害申告があった耕地の数により、悉皆調査を行う耕地数を決定します。

引受耕地10筆のうち

被害申告があった耕地 5筆 ➡ 悉皆調査をする耕地 **3筆**

② 修正率の設定 被害申告耕地数5筆(No.1～5)、悉皆調査をする耕地(No.1～3)の場合

農家申告見込収量 $250\text{kg} + 250\text{kg} + 350\text{kg} = 850\text{kg}$

悉 皆 調 査 収 穫 量 $200\text{kg} + 350\text{kg} + 350\text{kg} = 900\text{kg}$

修 正 率 $900\text{kg} \div 850\text{kg} = \underline{\underline{1.1}}$

右上の表
「被害申告のあった耕地(5筆)」もあわせて、ご覧ください。

被害申告のあった耕地(5筆) ※ 無被害の耕地(5筆)

耕地No.	引受面積(a)	基準収量(kg)	悉皆調査	農家申告見込収量(kg)	悉皆調査収 穫 量(kg)	修正率(%)	修正収量(kg)
1	10	500	○	250	200		200
2	10	500	○	250	350		350
3	10	500	○	350	350		350
4	10	500		300		1.1	330
5	10	500		350		1.1	385
計	50	2,500		1,500			1,615

③ 支払共済金の計算 (実測調査の結果、平均単収差による修正がない場合)

被害申告のあった耕地の引受収量 $(500\text{kg} \times 5\text{筆}) \times 80\% = 2,000\text{kg}$
 無被害の耕地の引受収量 $(500\text{kg} \times 5\text{筆}) \times 80\% = \underline{\underline{2,000\text{kg}}}$ (8割補償の場合)
 引受収量 4,000kg

共済減収量 $4,000\text{kg} - (1,615\text{kg} + 2,000\text{kg}) = 385\text{kg}$

支払共済金 $385\text{kg} \times 202\text{円} = 77,770\text{円}$

【損害評価の手順】一筆方式との比較

	半 相 殺 方 式	一 筆 方 式 (廃)
被 害 の 申 告	損害評価野帳の提出 被害耕地に係る見込単収の申告	損害評価野帳の提出
調 査 の 時 期	収 穫 期	
調査をする耕地	被害耕地の数により抽出	被害耕地のすべて
損害評価の方法	目視で合議 ➡ 悉皆単収を求める 肥培管理等が適正に行われているか ➡ 分割割合をかける対象とするか	
損 害 査 定	① 調査を行った被害耕地は、その結果を修正収量とする。 ② 調査を行っていない耕地は、①のデータで設定した修正率を乗じて修正収量とする。 ③ 無被害耕地は増収分を加味せず、引受収量を収量とする ④ 実測調査を行い、平均単収差を加味して農家ごとに減収量を求める。	被害耕地ごとの悉皆単収に平均単収差を加味して減収量を求める
共済金の支払時期		12月

地域インデックス方式

ポイント

国が公表する市町村ごとの統計単収により、補償額が決まる方式です。

基準収穫量は、市町村ごとの統計単収の過去5年中中庸3年の平均に基づいて算出され、基準収穫量の**最高9割**を補償できます。➡ 1割を超える減収から支払対象となります。

※ 農家の選択で、基準収穫量の8割、または7割を補償する方式を選択できます。

※ 飼料用米は、市町村ごとの統計単収が公表されていないので、当方式で引受はできません。

引受の計算(例)

引 受 面 積	100a (10a×10筆)	平成29年	455Kg
基 準 単 収	$(470\text{kg} + 483\text{kg} + 481\text{kg}) \div 3 = 478\text{kg}$	平成30年	470Kg
補 償 割 合 9 割	選択	令和元年	485Kg
1 kg当たり共済金額	202円 (第一位) ※昨年実績	令和2年	483Kg
共 済 掛 金 率	0.255% (市町村の平均)	令和3年	481Kg
	※昨年実績、半損特約を付帯	5年中中庸3年 平均	478Kg
基 準 収 穫 量	$478\text{kg} \times 10\text{筆} = 4,780\text{kg}$		
引 受 収 量	$4,780\text{kg} \times 90\% = 4,302\text{kg}$		
補 償 額	$4,302\text{kg} \times 202\text{円} = 869,004\text{円}$		
共 済 掛 金	$869,004\text{円} \times 0.255\% = 2,215\text{円}$		
農 家 負 担 掛 金	$2,215\text{円} - (2,215\text{円} \times 50\%) = 1,108\text{円}$		

※ 共済掛金の2分の1を国が負担しています。

※ この他、10a当たり150円の事務費賦課金をいただいています。

※ 共済掛金率は、補償割合・市町村により異なります。

損害評価の計算(例)

その年の統計単収が基準単収の9割(8割・7割)を下回る場合、共済金をお支払いします。

引 受 面 積	100a (10筆)
基 準 単 収	478kg
当年産の統計単収	400kg
共 済 減 収 量	$478\text{kg} \times 90\% \text{ (9割補償の場合)} - 400\text{kg} = 30\text{kg}$ $30\text{kg} \times 10\text{筆} = 300\text{kg}$
支 払 共 済 金	$300\text{kg} \times 202\text{円} = 60,600\text{円}$

【損害評価の手順】一筆方式との比較

	地域インデックス方式	一 筆 方 式 (廃)
被 害 の 申 告	損害評価野帳の提出	
調 査 の 時 期	収 穫 期	
調 査 を す る 耕 地 の 選 択	被害耕地のうち、一筆のみ (一筆全損及び一筆半損耕地は全筆)	被害耕地のすべて
損 害 査 定	当年度の統計単収	単当修正量を加味した悉皆単収
共済金の支払時期	一筆全損及び一筆半損認定分 12月 基準統計単収の9割を下回る被害 翌年2月	12月



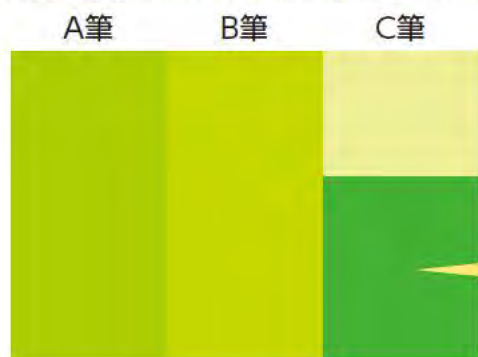
おすすめポイント

すべての引受方式に《一筆半損特約》を！

全体の一部被害でお支払いできない場合でも、一筆半損特約を付けておくとお支払いできる場合があります。

被害耕地ごとの収穫量が基準収穫量の半分以上と認められる耕地については、特例で半損に相当する数量を減収量として共済金をお支払いします。

損害部分のとりえ方（イメージ）



A筆～C筆のうち、C筆のみ減収
(5割以上) の場合



C筆を「特例」適用と判定



「通常の損害計算」と「特例耕地の損害計算
(C筆のみ)」を行い、高い方を共済金としてお支払いします

(例) 共済金の計算（半相殺方式に加入している場合）

耕地	引受面積 (a)	基準収穫量 (kg)	最終の収穫量 (kg)	半損判定
A	10	500	500	×
B	10	500	400	×
C	10	500	250	○
計	30	1,500	1,150	

修正率と分割割合が反映された単当修正量で、半損の判定はされます。

一筆方式の半損被害と同様にお支払するため、基準収穫量の2割が減収量となります。

【通常の損害計算】 $1,500\text{kg} \times 80\% - 1,150\text{kg} = 50\text{kg}$ （共済減収量）
 $50\text{kg} \times 202\text{円} = 10,100\text{円}$

【半損耕地の損害計算】 $500\text{kg} \times 50\% - 500\text{kg} \times 30\% = 100\text{kg}$ （共済減収量）
 $100\text{kg} \times 202\text{円} = 20,200\text{円}$

【通常の損害計算】 【半損の損害計算】

10,100円 < 20,200円 → 支払共済金 20,200円

高い方をお支払い

～共済掛金の目安～

● 引受面積10a（基準収穫量500kg）の場合

引受方式	補償割合 （※1）	一筆半損 特 約	掛金率（%） （※2）	掛 金（円）	
				総額	農家負担額
全相殺方式	9割	○	0.694	630	315
半相殺方式	8割	○	0.366	295	148
地域インデックス方式 （※3）	9割	○	0.255	231	116

（※1）各引受方式の最高位を例として表示しています。

（※2）個人ごとの共済掛金率は、過去の共済金の支払いにより設定されます。

（※3）共済掛金率は耕作している市町村・補償割合によって異なります。例は、平均値です。

～農作物共済の加入にあたって～

農作物共済に加入していただく皆様にあらかじめご承知おきいただきたい「金融商品の販売等における重要事項」、ならびに「個人情報保護法に関する法律」における個人情報の取り扱いにつきましては次のとおりです。ご承知おきいただきますようお願いいたします。

● 加入者の皆様へ

農業共済制度は農業保険法に基づき、行政庁の指導・監督のもと、組合・国の2段階による責任分担を行って広く危険分散を図るなど、共済金の確実な支払いができる仕組みを取っておりますが、次のような場合には、共済金の全額または一部が支払われないこと、または共済関係を解除することがありますので、ご了承のうえお申込みいただきますようお願い申し上げます。

1. 通常すべき栽培管理、その他損害防止を怠った場合及び損害防止について組合の指示に従わなかった場合
2. 加入申し込みの際に、重大な過失等によって不実の通知をした場合
3. 正当な理由がないのに、払込期日までに掛金の払込がなかった場合
4. 被害発生時に組合への通知を怠り、または重大な過失等不実の通知をした場合
5. 組合の財政状況によっては、共済金等のお支払いする金額が削減されることがあります

● 個人情報の取り扱い

ご加入の内容、申込書記載事項やその他の知り得た情報（以下「個人情報」という）については、組合が引受の判断、共済金等の支払い、共済契約の継続・維持管理、各種サービスの提供・充実を行うために利用（以下「利用目的」という）します。また、本共済関係に関する個人情報は、組合が実施する他の共済の案内等のために業務に必要な範囲で利用することがあります。

法令により必要と判断される場合、加入者・公共の利益のために必要と考えられる場合、個人情報の利用目的のために業務を委託する場合、他の共済・保険との支払分担を行うために必要な場合に、必要な範囲で個人情報を第三者に提供することがあります。

高知県農業共済組合

安芸事業所 | 〒784-0043 安芸市川北甲1951-2
TEL 0887-35-2275 FAX 0887-35-2278

東部支所 | 〒783-0004 南国市大桶甲2295-4
TEL 088-864-2220 FAX 088-864-2937

中部支所 | 〒781-2120 吾川郡いの町枝川2410-22
TEL 088-856-7111 FAX 088-856-7101

西部支所 | 〒786-0004 高岡郡四万十町茂串町381-1
TEL 0880-22-4333 FAX 0880-22-4340

幡多事業所 | 〒787-0019 四万十市具同3223
TEL 0880-37-5537 FAX 0880-37-5535

本 所 | 〒781-2120 吾川郡いの町枝川2410-22
TEL 088-856-6550 FAX 088-856-6558